

第12回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議

平成19年8月7日（火）

【司会】 ただいまから第12回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を開催いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めにご報告を申し上げます。

本日は、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の各分科会等とも定足数である半数以上、現在15名のご出席をいただいておりますので、合同会議は成立しております。

なお、本日の会議は、合同会議運営方針第3条及び第4条の規定に基づき、会議は非公開とし、議事録につきましては、発言者の名前を伏せて後ほど公開することといたします。

次に、マイクの使用方法について一言ご説明申し上げます。

ご発言をされます際には、中央の大きなボタンを押していただき、ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押して、マイクを解除していただくようお願いいたします。マイクがオンになっておりますと、このように赤くついております。

本日の議題は2件ございます。まず1点は、水資源機構の平成18事業年度業務実績評価でございます。2点目は、中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに係る当初案についてでございます。

それでは、以降の議事の進行は議長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【議長】 皆さん、こんにちは。ごあいさつは省略させていただきます。早速議事に入ってまいります。

本日の配付資料につきまして、事務局から確認を願います。

【事務局】

資料のご確認をさせていただきます。

まず、お手元に議事次第がございますが、その後のページに合同会議の委員名簿がございます。本日も出席の15名の委員の方々をご紹介させていただいております。

その次に、独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議の運営方針を添えさせ

ていただいております。

続きまして、資料一覧のペーパーでございますが、これに沿いまして申し上げたいと思っております。

まず、資料1といたしまして、平成18年度の業務実績報告、分厚い冊子でございます。左上に資料1と番号がついております。ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料2でございますが、事前評定一覧、これは1枚紙のA3のサイズでございます。広げていただきますと、1から25までの25項目につきまして、各委員の皆様方に事前に評定をしていただいております。この評定の集計表がこの事前評定一覧表でございます。

続きまして、資料3でございますが、その事前評定一覧を色別に分けてございます。「青色」、「緑色」、「黄色」、「赤色」、このように評定の結果の属性ごとに色分けに分類してございます。きょうは、この色分けにのっとりまして、順次ご審議いただくことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。なお、右側にご意見も明記させていただいておりますので、皆様、お忙しい中、ご評定いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、資料4でございます。18年度業務実績評価調書でございます。これは案ということで、事務局が作成しているものでございます。業務運営評価につきまして、案として取りまとめておりますが、本日の会議の結果を総合的な評定として明記する部分がございます。総合評価として記入いたしまして完成となりますので、この会議以降に完成させていただきたいと思っております。

続きまして、資料5でございますが、次期中期目標・中期計画の見直し主要スケジュールでございます。これは、平成19年5月からのスケジュールを載せてございます。

続きまして、資料6でございます。独立行政法人の見直し等に関する当面の取組方針、これは総務省で平成19年7月11日に発表した資料でございます。

続きまして、資料7、独立行政法人水資源機構の見直し素案の概要（案）ということで、A4の裏表の紙でございます。

引き続きまして、資料7の別紙ということで、水色の資料がございますが、この資料7と同じものでございますけれども、字を大きく、わかりやすくしているものでございます。後ほどこの資料につきまして説明がございます。

続きまして、参考資料でございます。これは直接の議事ではございませんが、配付させていただきます。

参考資料1、独立行政法人水資源機構の役職員の報酬・給与等について、それと、その別紙ということで、総務省が8月3日に出しております独立行政法人の役職員の給与等の水準、これは全独立行政法人が載っております。

参考資料2、平成18年度に係る監事監査結果でございます。

続きまして、参考資料3、独立行政法人水資源機構の業務実績評価に関する評価基準について、これにつきましては、平成18年6月14日に改定されたものでございます。

続きまして、参考資料4、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」の判断基準に係る指針、平成19年3月13日、国土交通省の独立行政法人評価委員会のものでございます。

参考資料5でございますが、独立行政法人水資源機構に係る年度計画の業務実績評価の進め方についてでございます。

以上が参考資料でございます。

配付資料といたしまして、先ほど冒頭に委員名簿と運営方針をご紹介いたしましたが、そのほかに、独立行政法人水資源機構の「2007年事業のあらまし」を配付させていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 それでは、評価に入ります前に、まずは水資源機構から、平成18事業年度の業務実績の概要について簡潔にご報告願います。

【水資源機構】 よろしく願い申し上げます。

まず初めに、この資料1の1ページから16ページまでの概要を用いまして、ご説明をさせていただきますと思います。

私どもは、中期計画4年目の18年度におきましても、安全で良質な水を安定して安くお届けするという経営理念のもと、業務を実施してまいりました。

まず初めに、この概要の2ページ、事務的経費の節減でございますが、18年度末で定員を前年度から52名削減いたしました。人件費の削減に取り組みました。また、利水者及び国民の信頼を得られる経営に努めるとともに、給与水準の適正化を図るために、労使協議を経て、17年度から本給の自主的カットを実施しておりました。18年度は4%のカットを実施いたしました。なお、19年度は5%のカットを実施中でございます。これらに加えまして、さまざまな事務的経費節減の取り組みを行ったことにより、事務的経費につきましては、計画節減率である11%を上回る11.7%、総額で約30億円の節減を達成いたしました。

事務的経費に関連いたしまして、ラスパイレス指数について説明させていただきたいと思っております。お手元の参考資料1、「独立行政法人水資源機構の役職員の報酬・給与等について」という資料がございますが、その4ページをごらんください。

国家公務員の給与水準と比較した当機構の18年度のラスパイレス指数は、118.8でございます。17年度と比べて3.1ポイント下がっております。この指数の下げ幅は、100人以上の職員を有する独立行政法人の中では2番目に大きく下げたことになっております。職員の本給自主的カットや業績手当支給月数の0.03カ月の引き下げのほか、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しの一環としまして、本給の引き下げを、経過措置を設けて実施したところでございます。これらの取り組みにより指数が下がったものと考えております。また、役員の給与につきましても、本給の一部を17年度に引き続き自主返上しているところでございます。

概要の2ページに戻っていただきまして、業務執行にかかわる基本姿勢について、3点説明させていただきたいと思っております。

1点目は、昨年9月に徳山ダム建設所におきまして、補償対象としないという事務所方針であった水没地内の木材運搬用の索道を、建設所の職員が、地元関係者からの強い要求によりまして、契約等決議書の決裁未了のまま補償契約を締結し、支出を行うという不適切事案が発生いたしました。

機構といたしましては、17年に判明した徳山ダム建設事業の土地の取得等にかかわる不適切な事案等を受けて、本支社局と現場事務所が一体となって、現場の悩みを共有するとともに、法令等に従って毅然とした態度を貫くという意識を全職員が共有して事業を推進するよう、これまで再発防止に向けて取り組んできたところでありますが、今回の不適切事案のように、職員が建設所の方針に反する行動をとってしまったこと、これを組織として事前に把握できなかったという事態が生じたことは、これまでの再発防止の取り組みにおいて不十分な点があったことは否めないものと考えております。

このため、再発防止に向けた新たな取り組みといたしまして、あらゆる研修の機会において、理事長、副理事長がみずから直接メッセージを発して、職員1人1人と意見交換を行うとともに、役員が直接現場に出向いて職員全体への意識改革の徹底を図るということで、私と副理事長だけでも現場に出まして、約1,000人に近い職員と対話をしているところでございます。

また、経理システムの決裁者またはその指定する者みずからが決裁した旨を入力しない

限り、支払いがなされないようにするという取り組みも実施しているところでございます。

2点目は、本年3月、公正取引委員会から、水門設備工事をめぐる入札談合に機構の前身であります水資源開発公団の元職員が関与していたとして、機構の役職員が退職後に同様の行為をすることがないよう、必要な措置をとることを要請されたものでございます。

機構では、入札談合調査等委員会を設置いたしまして、事実関係の調査及び再発防止策の検討に取り組みまして、その結果を本年6月15日に公表させていただきました。今回の事案では、現職職員が関与した事実は確認されませんでした。事態を招いた最大の原因は、機構職員の独占禁止法等に対する理解と認識が十分に徹底されていなかったことにあると認識しておりまして、職員に対する法令遵守の徹底、業界関係者からの不正な働きかけの防止、一般競争入札の拡大等による競争性、透明性の強化、さらに、入札談合等不正行為に係るペナルティーの強化、再就職の見直し等、再発防止に向けて、組織を挙げて最大限の努力をしております。

3点目は、河川区域にある機構の利水施設につきまして、報告データ及び法手続の適正性に関する自主点検を実施したところでございますが、河川法の手続を経ずに監視カメラを設置するなど、一部に手続の不備があることが判明いたしました。

機構といたしましては、河川管理者と協議しまして、速やかに是正措置を講じるとともに、チェック体制の整備など再発防止対策に取り組みました。

4ページのダム事業につきましては、8事業で計画的な進捗を図っております。

徳山ダムでは、機構の自己資金を活用する特定事業先行調整費制度を用いて事業を進捗させるとともに、希少動植物の保護、ダム上流域の山林公有地化事業など、自然環境の保全にも精力的に取り組んでおります。また、関係機関によりまして、水と緑が織りなす流域文化の創造を目標といたしまして、揖斐川水源地域ビジョンを取りまとめました。徳山ダムは、昨年9月から試験湛水を行っておりまして、20年度からの管理を予定いたしております。

また、滝沢ダムにつきましては、17年10月に試験湛水を開始しまして、同年11月に貯水池斜面で亀裂が発見されましたため、対策工事を実施しまして、またその後水位上昇を再開いたしました。しかし、本年5月に別の箇所斜面崩落が発生しましたため、水位上昇を一時中断いたしまして、対策工事を実施しております。今後、早期に対策工事を完了させ、20年度から管理を開始できるようにしたいと考えております。

大山ダムにおきましては、ダム本体工事の発注において、高度技術提案型総合評価落札

方式を採用いたしました。この方式は、価格だけでなく、競争参加者の技術提案についても評価を行い、落札者を決定するものでございまして、機構においては、技術提案の評価を国の事例よりも重視する形で実施しまして、ことし4月に落札者を決定したところでございます。

5 ページの用水路事業について述べさせていただきます。

これにつきましては、7事業の進捗を図り、愛知用水2期事業を完了させたところでございます。

豊川用水2期事業につきましては、11年度に着手したところでございますが、事業地域が地震防災対策強化地域に指定されまして、用水供給が停止した場合の影響が大きいこと、また、漏水が発生した際には家屋の浸水などの2次被害が発生すること、さらに、石綿管のパイプラインが現存し、工事実施に当たり大規模な飛散対策が必要となることなどから、大規模地震対策及び石綿管除去対策につきまして制度提案を機構から行いました。その後の農林水産省からの制度創設要求を経まして、19年度より2期事業の中で実施することが認められました。

6 ページの水供給につきましては、機構では、総人口の約半分を占める水資源開発水系7水系におきまして、水道用水などの約9割を開発しておりまして、日ごろより、気象情報などの的確な把握やきめ細やかな操作、定期的な点検整備を行っているところでございます。

四国の銅山川では、ことし1月より取水制限が行われました。その後、吉野川本川におきましても、本年5月から取水制限が開始されたわけでございますが、7月の梅雨と台風4号によりまして解消しました。現在は各ダムともほぼ満水となっております。

7 ページの洪水被害の防止につきましては、18年度は、9ダムで延べ36回の洪水調節操作を実施いたしました。また、計画規模を超える洪水が発生した場合におきましても洪水調節機能を発揮させるために、事前放流の取り組みを進めているところでございます。事前放流とは、大規模な洪水が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流しまして、洪水調節容量を増加させるものでございます。予測よりも降雨が少ない場合には、利用できる貯水量が減少するというリスクもあるため、過去の降雨と出水の記録から解析を行いまして、確実に回復可能な容量などを設定した実施要領を作成することといたしております。

6 ページに戻っていただきますが、農業用支線水路における長寿命化対策としまして、

木曾川用水施設、三重用水施設の支線水路を対象とした水資源開発施設等保全管理業務の制度提案を行いまして、その後の農林水産省からの制度創設要求を経まして、19年度からの実施が認められました。

この制度は、管理業務の中で支線水路の機能診断を行い、計画的に保全対策を実施するものでございまして、大規模改築に至る年数を延長することなどによりまして、国及び利水者の負担の軽減に資するものと考えております。

8ページの総合的なコストの縮減につきましては、コスト構造改善プログラムに基づきまして、計画、設計の見直し、現場発生材の有効利用、新技術の活用などコスト縮減に取り組ましまして、18年度は、14%の縮減目標値に対して16%、総額で約112億円の縮減を達成いたしました。

9ページの環境保全につきましては、自然環境の保全、環境情報の発信、建設副産物のリサイクルなど、さまざまな取り組みを積極的に行っております。

徳山ダムでは、動植物、希少猛禽類、水質などについて、これまで行ってきました環境調査、事業実施による影響の予測、環境保全対策、モニタリング調査などを取りまとめた「徳山ダムにおける環境の保全」を作成し、公表いたしましたところでございます。

また、貯水池堆砂対策とあわせまして、下流河水に土砂供給する取り組みを6ダムに拡大いたしました。河床の形態、生息環境等のモニタリング調査を実施しております。下久保ダム等の下流では、川石の表面付着物が洗い流されるなど、環境改善の効果があらわれてきているところでございます。

11ページの説明責任の向上のうち、公益法人への業務発注につきましては、入札・契約手続の透明化を向上させるために、17年度より入札監視委員会での審議対象とするとともに、複数の法人におきまして業務の実施が可能な場合、対象法人に企画提案書の提出を求める企画提案審査型価格合意方式を導入いたしました。

また、18年度は、これらに加えまして、特定した公益法人以外の参加者の有無についての確認を行う公募手続を導入いたしました。

また、工事の一般競争入札につきましては、18年度より適用範囲を拡大いたしまして、予定価格2億円以上を対象といたしました。さらに、本年7月からは対象を1億円以上に拡大し、20年4月からは6,000万円以上とするなど、適用範囲を拡大する予定でございます。

なお、水門設備工事につきましては、本年4月から250万円以上を一般競争入札といた

しております。さらに、物品の調達、役務の提供等につきましては、本年4月から、少額随契を除き、すべての契約につきまして、一般競争入札といたしております。

14ページの技術力の維持・向上についてでございます。17年度に設置いたしました総合技術推進室では、ダム、水路等にかかわる基幹的、専門的な業務の内部化による技術の蓄積を行いまして、現場職員との連携・協働による全社的な技術力の維持・向上と人材育成を図っているところでございます。また、内部化した業務につきましては、外部に発注した場合と比較して、2～3割のコスト縮減が図られているところでございます。

さらには、国、地方自治体等から設計・試験業務を受託するなど、技術的支援を行うとともに、外部資金の導入による経営基盤強化に努めております。

また、国際協力の推進につきましては、アジア地域の12カ国・57機関により構成されるアジア河川流域ネットワークであるNARBOの事務局として、情報交換やワークショップ開催などの取り組みを行いました。

最後に、16ページの人事に関する計画では、高年齢者等の雇用の安定化等に関する法律に基づきまして、18年度より継続雇用制度を導入いたしました。19年4月に、定年退職者18名のうち継続雇用を希望する者11名を雇用いたしております。高年齢者の雇用によりまして、経験が豊富で技術力のある人材を経済的に確保することが可能となりました。また、第2の人生である再就職問題にも貢献できることとなります。今後とも、大きな社会的要請でもある高年齢者の有効活用について、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度業務実績の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

実は、国交省の委員はご存じだと思いますが、この合同会議の後、国土交通省の分科会が予定されておりますので、この合同会議は、2時間余りを目途にして努力してまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題の1ですが、これから委員の皆様には全25項目につきまして個別項目ごとの評価を行っていただきまして、この合同会議としての評価を決定してまいります。きょうは実は、これは大変な会議でありまして、私自身も、精神的にも肉体的にも1年で最も苦勞の要る、疲れる会議でございます。

委員の皆様方が、もちろん事前に精読されて、あるいは事前説明を受けられて、そして評点をつけておられる。こういうことにかけておられる時間、その知的な労力、これはざ

っと想像するところ、二十数時間かけていらっしゃると私は思っております。議長としては、当然その2倍か3倍かかっているのですが、先生方が大変な時間をかけていらっしゃるといふことに対して、感謝をいたします。

さて、それでは評価を効率的に進めてまいりますために、委員の皆様方の事前評点をもとに、昨年と同様、各項目を四つのグループに分けております。これは、皆様の評価がまとまっている項目からばらついている項目へと個別に分けているのですが、これは実はこの会議で発明された方法でありまして、当初はほかの分科会なんかでは、もっと小さな項目なのに朝から晩までかかっているということに対して、非常にすぐれた方法であろうかと思っておりますが、この方法ではだめだと言われるとまた困るのですが、お諮りもいたします。

そして、まず資料2をごらんください。これは、個別項目の事前評定の一覧表であります。皆様の評点をつけられたものが載っております。これを、委員の皆様の評価がまとまっている項目からグループごとに並べかえて掲載したものが資料3でありまして、集計表となっております。きょうは大体それを中心にしてやっていくことになると思います。

まず、全体的な説明を申し上げますと、最初のグループの項目番号に「水色」が付してあります。これは、皆様の事前評価が完全に一致している、そういう項目を、項目番号を付して並べたものでありまして、これが11項目ございます。これを最初に始めていけばやりやすかろう、そういうことであります。

次のグループは、今度は緑色に塗ってありますが、1名の委員が異なる評点をつけておられるものであります。後の審議では、審議の方法はまたご説明をさせていただきたいと思っております。その1名の方が、平均的に他の方がつけておられる点数に対して、プラス側に評価されている場合とマイナスの側に評価されている場合がありますが、このグループを「緑色」に塗ってあります。

それから、3番目のグループは、今度は「黄色」で塗っておきましたが、2名の委員が異なる評点をつけていらっしゃいまして、このあたりからだんだん深い議論といたしますか、意見をできたら集約していく方向で議論していきますので、議論を深めていくことが必要になってくるものであります。この中でも審議は順番をつけてやりますが、その方法は、私なりに考えた方法を後ほど説明させていただきます。

最後のグループは、これは「赤色」、がついておりまして、皆様のご意見がかなり割れているといたしますか、意見が分かれておりまして、意見集約を図っていくには十分審議を

していかなければならないということで、これも何項目かありますが、その順序につきましては、理由を添えて後ほど説明をさせていただきます。

いずれにいたしましても、このようなグループ分けにして審議を進めていきたいと思いますが、そういう方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。特にご異論はないようですので、こういう方法で進めていきたいと思えます。

それから、様子を見ながら、どこかで若干の休憩もとりたい、このように思っております。

それでは、この評価を始めますが、まずその前にお願いしておきたいことがあります。資料3の集計表、その中ごろに空欄があります。そこは平成18年度評価という欄になっておりますが、ご自分の評点を確認される意味においても、その項目ごとの審議を終了したときに、そのつど各委員がご自身で評点をそこにお書き込みいただきたい、このように思っております。

さて、それでは最初のグループ、「水色」のグループからはじめます。

ただいま申しましたように、皆様の事前評定が完全に一致している項目についての評価を確認してまいりたいと思っております。

なお、若干時間は短かったのですが、この資料2と資料3につきましては、事前に各委員のお手元に届いておりますので、この意見のところは、本当にありがたいと思います。私はじっくり読ませていただきましたが、これをここで再度読み上げておりますと時間がかかりますので、お目通しはいただいているという前提で進めてまいります。思い出しながら斜めにでも見ていただければよろしいのじゃないか、このように思っております。

それでは参りましょう。これは一つずつやらなければなりませんので、一つずついきます。

これは同点ですので、一度ずつと読み上げてみます。

まず、項目2、「効率的な業務運営」、これは全員が3点です。6、「新築・改築事業（水路事業）」が4点。7、「附帯業務及び委託発電業務」が3点。11、「災害復旧工事の実施」が3点。14、「危機管理」が3点。15、「工事及び施設管理の委託に基づく業務」が3

点。21、「予算など財務関係の項目」が3点。22、「施設・設備に関する計画」が3点。23、「人事に関する計画」が3点。24、「積立金の使途」が3点。25、「その他当該中期目標を達成するために必要な事項」が3点。

以上につきましては、何度も申しましたが、委員の皆様への事前評価は一致しております。ただいま読み上げました事前評価のとおり評価を決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

ご確認をいただきましたので、以上11項目の評価は事前評価のとおりといたします。

このようにいきますとすぐ終わるのですが、だんだん時間がたってくることになると思います。

それでは、次のグループです。これは「緑色」が付されておりますが、お一人の評価委員が異なる評価を下しておられるもので、私はこのようにやりたいと思うのです。

この中でも二つに分けて、最初のグループは、そのお一人の方が他の多くの方々よりも高い評点をつけておられる。たまたま5項目あります。項目番号でいきますと、1、4、16、17、19の5項目が、多くの方が3の評価を下しておられることに対して、非常に好意的にプラス側、つまりお一人が4点を付していただいております。このグループを先にやりまして、それから、「緑色」があと2項目残りますが、後ほどやりたいと思っております。

それでは参りますが、項目一つごとに進めます、この場合、当然のことですが、異なる意見を出された方が望まれるならば、どうぞ、幾らでもご発言いただきますし、ご当人でなくても、発言をしたり質問をされるということをご自由であります。

皆様のお手元には、ローマ字で委員のところ等が書いてございます。ですから、どなたにご発言くださいということは申し上げません。どなたかということは私にはわかっているのですが、それは申しませんので、何の遠慮も要りません。

合意を得ていきたい、このように考えています。しかし、その合意というのは、いろいろな考え方があります。全員が一致というのも合意でしょうし、多数決というのも合意ですが、こういう評価の問題ですので、多数決というのとはとりたくはない。そうかといって、何が何でも全員が同点でなければならぬということでもありません。そこは良識を働かせ

てやっていきたい、このように思っております。

さて、それでは項目1ですね。「機動的な組織運営」、これが4点を1人出していただいておりますが、皆さん、ご意見はいかがでしょうか。

【委員】 4点を出したのは、白状しますと私であります。それは、資格取得が随分進んでいる。年度計画では1.18、それを、ほんのわずかですが、1.19と超えているということで、これは、機構がこれから先いろいろなところへ手を広げていかれるのに資するところが非常に大きいのではないかと。それから、職員をそういう意味でエンカレッジされているという点が評価できるのではないかとという意味で、私は4点にいたしました。

【議長】 ありがとうございます。

大変高い評価をいただきました。委員は他の分科会でも委員をなさっておりますので、相場観というのは大体ご承知だと思うのですが、また後ほど、評点5点とか1点につきましては、初めての委員の方もいらっしゃるし、前の委員にも思い出していただくために、一度お話ししてみようと思うのですが、この場合にも、評点につきましては随分議論いたしました。そして、大体到達していて、しかも上位の委員会へ持ち上げても大体それが通っているのは、この組織ならこの組織が、できることを全力を挙げて、ベストを尽くしてやり遂げたということは、ものすごくそれは一生懸命なのだけれども、やり遂げた。これは3点だろうというのが相場観になっておりまして、それはまた4点と5点との比較においてそこら辺に落ちついてくるのですが、だからといって、あなたに何が何でも3点にしてくれとは言っていないのですが、大勢の方が3点ですので、3点というのでどうでしょう。

【委員】 私は特にこだわるわけではありません。皆さんが3点とおっしゃっているので、それに従うということではありますが、評点はともかくとしまして、こういう資格取得を今後もぜひ進めていただきたいと思っております。

【議長】 ありがとうございます。

資格の問題は前から出ておりますし、資格には、単にどの資格も同じということじゃなしに、ウェイトをつけて考えるべしという意見等も出ておりますので、それを評価していただいた。そちらでもよく記憶しておいてください。

それでは、項目4に参ります。これは「事業費の縮減」ということで、これもやはり先ほどのように、多くが3点に対して4点という点数をいただいておりますが、これについて何かご意見はございますか。

【委員】 これも私だけですが、当初予算が15.7%減ということに対して、さらにそれを努力されて16%まで下げておられるということで、どの組織においてもお金を減らすというのは非常に難しいことは皆様もよくご承知だと思いますので、それを達成されているという点で、私は4点という評価にしました。

先ほどの相場観ということからしますと、全力を挙げてやっていって3点であるということであれば、それは3点というのでよろしいのかもしれませんが、その努力されているという点を私は前向きに評価してもよいのではないかと考えております。

【議長】 ありがとうございます。

大変元気の出るご意見をいただいております。なお、この種の事項は、独法の横並びでやらなければならないことなんですね。ですから、独法のこの評価対象にすること自体が若干問題ではないかという意見もございます。しかし、そういうご意見をもらったところで、すぐに言うのは悪いのですが、この項目4につきまして、3点ということではいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 よろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、その次は項目16に飛びますが、これは「関係機関との連携（建設）」ですね。これにつきまして、やはり4点を一ついただいております。

それで、おれがつけたから必ず言わねばいかぬね、こう言ってもらっても結構ですけども、おっしゃっていただいて全く構いませんから、どうぞおっしゃってください。

【委員】 私は、戸倉ダムの建設事業を中止されて、それが地元にも受け入れられたことを評価したのです。これまでの通例ですと、なかなかそういうことは難しく、非常に思い切った措置をとられたと思いましたので、4点としたのですが、もう一つは、機構でうまくいったと言っておられるのに対して、やはり相手側の意見ももう少しわかるようにしておいてもらったほうがよいのではないかと考えております。

ですから、私としては3点と4点の間ぐらいということで、それなら下よりも上につけたほうがよいのではないかとごく単純な理由で4点にしております。ですから、3点ということで私はよろしいかと思えます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、今おっしゃいました戸倉ダム廃止の負担金問題等では、機構にはもちろん非常な苦勞があったのですが、着実に実行したということで、皆さん大体そういう評価のようですので、今、委員も、3.5点ぐらいだから、高く思うときには低くつけるということでもないのでしょうか。これは3点にさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、項目17に参ります。これは「関係機関との連携（管理）」の問題ですね。これにつきましても、4点を一ついただいているところでありますが、何かご意見等はございますか。

【委員】 4点をつけたのは私であります。

これは、継続して、前年度も同じようにいろいろな利水者また関係者との説明会を実施しているということを踏まえれば、前年度機構が4点という評価をしたのに、ことしは3点になった理由が正確にはわからないのですが、継続してやっておられることなので、それはそれなりの評価でいいのかなということで、私はこれを4点にいたしました。それ以外には特段理由はございません。

【議長】 ありがとうございます。

去年との比較でいきますと、去年は渋川市の水道の水源の安定化で特段に難しい問題が入っていたこともあって、ことしは解決した後だということもあってのことではなかったか、皆さんの考えはそういうあれじゃなかったのだろうかと推測するところですが、これもいかがでしょうか。3点ということよろしいでしょうか。

【委員】 異存はございません。

【議長】 そうですか。ありがとうございます。それでは、項目17につきましては3点ということにさせていただきます。

それからもう1項目です。同種のものが項目19であります。これは「事業関連地域との連携促進」というもので、これにつきましても、4点を1人いただいておりますが、ご意見等はいかがでしょう。

【委員】 これにつきましても、私は、実際に機構の職員の方がこういう場に出てこられるところに出会わしたというか、たまたまあるイベントに機構の方が来られて、私がそ

こへのぞきに行ったということですが、そういう経験もありまして、非常によくやっておられるということで、それはもちろん休みの日に出てきておられるわけです。ですから、職員のそういう努力というものは、私は非常に大きいのではないかと思います、4点にさせてもらいました。

ただ、この評価項目の中には生活再建事業のことも含まれているのですが、それについての、これも相手側ですが、相手側の見方ももう少し掘り下げていただくともっと機構の努力が浮き彫りになってくるのではないかと、私はそのように期待しております。

【議長】 ありがとうございます。

将来に向けてといいますか、これからすぐにいろいろな努力をしたほうがよいという助言をいただいている、このように思いますが、そういうことで十分留意をしていただいて、評点としては3点ということで、皆さん、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、この「緑色」でまだ2項目残っております。これは、項目でいいますと項目3と項目9であります。これは、お一人だけが多くの人と違う点数を出しておられるわけですが、今度は、今までのようにプラス側ではなくて、マイナスの側に評点が出ている。つまり、ごらんいただきますように、多くの方が4点を付しておられるところに3点の評価をいただいている。こういうものに対しましてご意見等をいただいてまいろうと思いますが、項目3からいきます。「事務的経費の節減」、これにつきまして、ご意見等、いかがでしょうか。

【委員】 3点をつけた私です。

ほかのところでも今回の資料をカラフルにするのに貢献しておりますが、この項目について、評点を4点にすることに異議はございません。

あわせて、少し全般の考え方について今意見を申し述べさせていただいてよろしいでしょうか。少し広がるかもしれませんが。

【議長】 どうぞ。

【委員】 一つは、総務省の政独委が、基本的な言い方としてというか、私の理解としては、各府省の独法評価委員会の評点は少し甘いのではないかとこのところがあると思うのです。評定に当たって、そのことを少し頭に入れました。もちろん、政独委のおっし

やることにすべてそのまま従えばいいということでもないと思うのですが、委員としては、機構にいいお仕事をさせていただくためにどういう書き方をすればいいのかということ、私の力では十分書き切れていないかもしれませんが、少し意識して採点するようにしたつもりです。それが一つ目です。

もう一つは、中期計画期間のほぼ最終段階に当たって、単年度の事業評価、業務評価と中期期間の評価をどのようにリンクするかということも少し意識したほうがいいかなと思いました。単年度評価ではありますが、期間中の全体の推移を含めた単年度の評価みたいなのも少し意識したほうがいいかなと思いました。

例えば、定量評価で目標を設定している項目が多いわけですが、それが非常に順調にクリアされている場合、通常、私の知っている限りでは、例えば民間であれば、中期計画期間中に目標を設定し直すということもあり得ると思うのですね。

例えば、ここの独法のシステムあるいは評価のシステムではそこまで求めていませんが、ある程度クリアされたら、このままでいけば順調にクリアされるとしたら、ある単年度ではアクティビティーが非常に下がるかもしれない。本当はもっとできるかもしれないじゃないかというフィードバックをされているかどうかということも、私は評価の大事なポイントではないかと思うのですね。

もう一つの背景として、ほかの府省の独法評価委員会でも少し議論になったのですが、たとえ最終年度であっても、その年度としてはもっとすべきことがあるから、例えば3点であったかもしれませんが、中期計画期間全体を見れば4点というか、その年度はもう少し頑張れたはずだけれども、全体としては十分に目標がクリアされている、そういう評定もあり得るのだ。要するに、単年度の最終年度よりも中期計画期間中のその項目の評価が高いということは論理的にあり得るのだろうと私は考えて、そういう意識で書いたつもりです。私のコメントも、幾つかの項目については、ここまでされたのなら、ことはもうちょっとできるけれども、全体としてはいい、それを保っていただきたいという形で評定したつもりです。

今、申し上げたことは、私自身、実は各項目で全部徹底しているかどうか。それから、昨年との同一性みたいなのところでは少しぶれがあるのですが、この評価システム自体が、言ってみれば試行錯誤しているところがありますよね。私自身も、その中でどうやっていくかという苦悩というか、混乱しているところもありまして、その混乱の中で評定したということもあわせて申し上げたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。

大変クリアに、大事なことを3点おっしゃっていただきました。特に、私が先ほどから言っておりますように、もとの意見を出していただいたものを逐一全部読んでおりますので、委員が今おっしゃった、例えば単年度の問題と中期計画全体とのリンクの問題、そこには来年度に対する期待のようなものを含めて評価されているとか、そういった点もいろいろ感じましたし、それは委員ご自身が今説明されたとおりであります。

しかし、今のところ単年度評価ということで、評点を4点にすることに対して異論はないとおっしゃっていただきましたので、この項目3の「事務的経費の節減」については4点ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。もしご意見があったら、ご遠慮なくおっしゃってください。

項目9へ参ります。「洪水対応」の問題であります。これも同種でありまして、4点という多くのご意見に対して3点というものが入っておりますが、この点について、どなたか、ご意見はございますか。

【委員】 これを3点にいたしましたのは私でございますが、施設を的確に管理いたしまして、安定的な水供給を図る、あるいは湧水対応をしていく、あるいは洪水対応をしていく。これはまさにこの機構の業務として見れば、コア中のコアの業務でございます、いわばプロとしてこれに的確に対応していくのは当然のことでなかろうかという印象を持って、3点ということにさせていただきました。

ただ、その後、いろいろ個別具体的な内容の説明をお聞きいたしますと、洪水対応について見れば、いろいろな規則や規程がある中で、いろいろな対応をしていくために必要なデータ解析の部分であるとか、あるいは各種の水門情報を予測する手法、そういうことで大変なご努力をされて、いろいろな知見を積み重ねておられるということをお聞きすることができました。

そういう意味では、他の委員の皆さんの4点という評点にすることに全く異存はございませんので、どうぞ4点ということでひとつお願いをいたします。

【議長】 ありがとうございます。

ただいまご意見を言っていただきました。いろいろ洪水の問題で、事前放流等で非常に

新しい方法をつくり上げたとか、そういうこともあるということで、4点でもよかろうということでしたので、項目9の「洪水対応」は4点ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、これで以上の7項目について評価が確定いたしました。

これまでで25項目のうち18項目の評価が決定したわけでありまして、残りはずか7項目になったわけですが、実はここからが、多分いろいろなご意見も多く出てくるだろうと思っております。

次のグループは、「黄色」をつけてございます。この「黄色」の項目は3項目で、最初に申しましたように2名の委員が異なる評点を付しておられますが、それを少し詳しく見てみますと、そのお二人の方がマイナス側に評価をつけていらっしゃる。多数意見に対してマイナスの方向に意見をつけておられる。これは、項目10と項目20がそういうようになっております。それから、もう一つは項目12ですね。項目12は、後ほど議論させていただきますが、多数意見に対してプラス側の評価をされている方とマイナス側の評価をされている方がいらっしゃる。

そういうことで、審議の順番としましては、項目10、項目20、それから最後に項目12という順番でこの「黄色」の項目を審議してまいりたいと思っておりますが、まず項目10から参りましょう。「その他施設管理等」という項目であります。事前評定では、多くの委員の方々が4点を付しておられますが、3点を付された委員が、先ほどは1名だったのですが、今度は2名いらっしゃいます。そこをごらんになればおわかりになりますように、どの項目もそうですけれども、主に環境とか長寿命化対策というものにつきまして数多くの意見が寄せられている。こういうように意見を多数出しているというのは、大変ありがたいことだと思っております。

さて、この項目10ですが、4点という意見と3点という意見が出ておりますが、皆様、いかがでしょうか。

【委員】 私は3点という評価にしたのであります。若干迷ったのでありますけれども、今回のこの項目に関しては、本来そのようにされるべき程度を特筆すべきほどに超えたものではないというふうに考えて、着実にやっておられるという意味で3点という評価にした次第であります。

例えば環境負荷云々のことにつきましても、これは大事な話ですけれども、例えばここ

に書いてある刈草の有効利用とかいうものでも、そこまでつくるのはいいけれども、その後どうやって消費者に渡していくかという、その辺のところまでフォローしたものがあればもう少しよかったのではないかと考えております。そういうことで3点にした次第であります。

管路の長寿命化も、それによってどの程度経費の節減になるかとか、大ざっぱなものでもよろしいですから、そういう評価をしていただければ、せっかくされている努力がもっとわかりやすくなったのではないかと考えております。

【議長】 ありがとうございます。

前半では、ライフサイクルを延ばすということに関しては非常に高く評価されている。しかし、今の長寿命化については、もう少しいろいろな説明なり工夫が要るのじゃないかということでございますが、やはりこれは3点でしょうか。

【委員】 評点に関しては、皆さんの4点で私は差し支えございません。

【議長】 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

【委員】 私も3点をつけさせていただきましたが、評点としては皆さんの4点で異存はありません。

私が申し上げたかったことも委員が大分言っていただいたのですが、もう少し一般的に言うと、ここのところは、委員もおっしゃったように、前後の項目もそうですけれども、機構本来の淡々と進めていращやるところを、高い点をつけにくいような目標の設定というか、書きぶりになっているような気がするのですね。当たり前のことを当たり前にしたことをどうやって評価するかみたいなところは、ことしはこれでいいと思うのですけれども、先に向けては少し考えたほうがいいかなということをおわせて申し添えたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。

これは、水資源機構もよく留意してやっていただきたいと思います。それは、委員が先ほどもおっしゃいましたけれども、現在、展開しているいろいろな取り組み、そういったものの進展とか、ご意見の中にも書いてありますけれども、それが中期目標全体の中でどの程度達成する自信がきちんとあるのかとか、そういうことがもっと明確に出るほうがいいのじゃないかと私も思いました。

【委員】 今、ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、書きぶりは、計画

目標自体もそういうように、通常の業務を評価する。機構のお仕事では、当たり前のことを当たり前のようにされたことがとても大事だと思うのですね。そこを評価できる書きぶりが多分ある。今の中期計画の目標だと、どうも高い点をつけるのが非常に難しいように私は思うのです。

【議長】 わかりました。

それでは、その辺のところもよくご考慮いただくといたしまして、ただいまの項目10、「その他施設管理等」の評価は4点ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。この4点というのは、5点は特別とすると、相当高い評価ということになります。

それでは、その次に、よく似た同種のことを先にやりたいと思いますが、項目20であります。項目12は飛ばしまして項目20に参りますが、これはただいまと同じ傾向でありまして、4点が多数意見に対して3点の評価がお二人出ておりますが、ご当人でもご当人でなくても、もしご意見がありましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。

【委員】 3点をつけたのは私です。

これは、全体の報告書の流れを見れば、確かに4点ではないかなとは思いますが。ただ、報告書のダイジェスト版でいただいた中に水バッグというものが入っていましたので、これは、工業用水をそういうもので運ぶという実験そのものは、公共機関がおやりになればいいのかなと。機構でもしやるのだったら、離島に飲料水を運んで緊急のときに貢献するとか、何かそういう目標があったらいいなと。もしされるのだったら、そういう形でされたいかがかなという気持ちが少しありましたので、これは迷いましたが、そういう意味で3点という評価をしました。

だから、この項目全体について3点という意味ではございませんので、評価自体は4点で結構だと思います。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかにご意見はいかがでしょうか。

【委員】

私もこの項目については3点をつけた者の1人でございます。私自身、技術の方面の専門家ではございませんし、今回の水資源機構の取り組みを技術的にどう評価するかという

ところは自信がありません。

ただ、今回のご説明の中で、水バッグの話が、そこだけかなり事前のご説明で強調されていたものですから、若干サイエンスフィクションというか、空想科学小説的な話だなと思って、ちょっとここで4点をつけるのにためらってしまった。そういう次第で、皆さんが4点ということであれば、項目自体の評価については、特にそれ以上の異議はございません。

【議長】 ありがとうございます。

お二人ともこの水バッグの問題で、これは日経新聞なんかにもかなり大きく取り上げられておりましたが、今それぞれ理由をおっしゃっていただきましたので、これは私が思いますのは、むしろ総合技術推進室というものが、去年に思い切って新しい組織をつくって、これがかなり効果を上げ出したというところの評価が大きいのではないかと考えております。

それでは、今ご意見は賜りましたし、両委員のご指摘も当然のことではございますが、評点そのものにはこだわらないとおっしゃっていただいておりますので、項目20につきましては、これの評点を4点ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、その次が項目12であります。これは、評点について私も説明を申し上げなければならぬと思いますが、「総合的なコストの縮減」についてということで、多くの委員が4点を付しておられますが、その中で、3点の評点をいただいた方が1名と、5点が入っている、こういうことであります。

特にこの「黄色」でこれを最後にしましたのは、プラス側への評価とマイナス側への評価が分かれたということと、評点5点が出てまいりましたので、その点で少し議論が要るのじゃないかと思いました。どうぞご意見をおっしゃってください。

【委員】 議長にいろいろ教えていただきまして、私は5点をつけたのですが、それは、中期計画期間の目標値が達成されているということでありましたので、しかもお金の削減で、組織にとっては死活問題になるようなことを達成されているということで、私はそれは高く評価すべきではないかと思ったのですが、実は私、ちょっと誤解しておりまして、

これは中期全体の話での評点でありまして、この年度に限っていえばそういうことではないということで、その説明を私がこの評点を出した後に伺いまして、それなら、この年度については4点がいいのではないかとこのので、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。どうも申しわけありません。

【議長】 それでは、どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

【委員】 評定を4点にすることについて、私も異存はありません。

基本的な考え方も、先ほどからの項目とほぼ同じような視点でつけさせていただきまし。ここは、基本的には上委員がおっしゃったように、非常に高く評価できる内容がたくさんあると思いますが、少し気になる場所もあつたりするので、4点をつけるのを逡巡した、そういう経緯もありますが、基本的には4点と評価しても大きな問題はないと思ますから、4点に同意します。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、まず結論的に、この項目12、「総合的なコストの縮減」につきましては、評点は4点ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、若干時間は遅れぎみで進めておりますが、5点が出てきまして、5点はまた後でも出てまいりますので、評点5点について、この合同会議でかつて議論して議事メモ等に残っていることとか、上位の委員会等で出たようなことを少しだけご紹介しておきますと、初めは、この上位部会とか違う部会等で、最高の5点というのは禁止的に使う。禁止的という用語が出てまいっておりました。そういうことがあって、しかも総務省との関係から、評価の高どまりは後ほど決してよい結果を生まないのじゃないかという情報のもとに、いろいろな意見が出てまいりまして、一々ご説明していると時間もありませんし、ここにいらっしゃる委員もいろいろな意見をおっしゃっておりますが、そのときに私が申し上げた意見で大体の合意が得られたことは、評点5点というのは、もちろん十分議論は必要です。ある分科会では、ノーベル賞ぐらいのものでないと5点じゃないというようなことも出ておりました。しかしながら、評価というものの自身が、ペナルティーを与えていくために我々はこれを行っているわけじゃないのですね。むしろ、組織を奨励するという

意味でやっているわけですから、制度として5点というものを設けた以上は、発動はしないということ、あるいは発動に躊躇ばかりしているのでは意味もないし、相場観も出てこないということがこの分科会の大体の意見だったと私は思っているのです。

それを踏まえまして、上部の国土交通省評価委員会でいろいろ意見を申しました。その委員会には、この分科会からは私と後委員が出ておりますが、ここでも、今言いましたように、初めは禁止的という言葉、それがだんだん抑制的という用語になってきましたけれども、とにかく5点というものを制度として設けた限り、それに相当するすばらしいものが出てきたときにはつけましようということになりまして、例えば事前には実現することが極めて困難と思われていたような実績が出てきたとか、それから、ある組織で非常に工夫をされた考え方とか制度とか実行が、その組織を超えて他の組織にもよい影響を定常的に与えていく可能性があるとか、そういったものについては出していったほうがいいのではないかというのが大体の意見だったと思います。

あわせて、ついでに申し上げておきますと、5点と対応するように、逆に今度は1点についても、これは十分な議論と理由が必要であって、ある注意点が出てきて、これではだめだということになったのに、それではそれを改めましようということになったのに、事後同じようなものが継続して出てきたとか、そういう十分な実績が上げられていないような場合にはやはり1点というものが出てくるということが、最終的には今年の2月の上部の国土交通省評価委員会等で出てきているご意見ですので、少しご紹介をしておきます。

それからもう一つ、省庁の名称は申し上げませんが、ある省庁から、ここにももちろんいらっしゃいますけれども、評定において1点をつけた項目についても、5点をつけた場合と同様、判断した理由として他の項目における実績との違いを明確に記述することが適当と考えられるというご注意もいただいております。

きょうはもっとたくさん議事録的なものを持ってきたのですが、5点と1点につきましては特段に議論が行われてまいりましたので、申し上げておきたいと思えます。

さて、「黄色」まで来たわけですが、どういたしましょう。ここでちょうど始まりましてから1時間半たちますので、緊張というのは1時間半ぐらいが限度だと思いますから、数分間休憩させていただきます。

(休 憩)

【議長】 それでは、再開させていただきます。お疲れだと思いますけれども、もう一踏ん張り、よろしくお願いします。

最後に残っておりますのは4項目で、「赤色」のマークをつけております。これは、一口で言いますと、意見がかなり分かれています。3名以上の方々が異なる評価をなさっている、こういう項目であります。そういう中で、合意に達しやすいような項目の順番で進めていきたい。合意が得られやすいというのは、私の勝手な考えかもしれませんが、この順番は、自分としては懸命に考えた結果でございます。

理由を一つずつ申し上げていると時間がかかりますので、項目ごとに申し上げます。

まず、項目8から入っていききたいと思います。これは、「水供給」という項目であります。

この項目につきましても、水質事故への取り組みなど、皆さんから多くの意見が寄せられております。ともかくこれほど意見をいただいているというのは大変ありがたいことだと思っておりますが、項目8をごらんになりますと、3点をつけられた委員が一番多くて、12名いらっしゃいます。4点が2名、それから2点が1名。だから、3点に対してプラスマイナスですが、比較的数としては少ないように思われます。

どうでしょうか。ご意見を賜りたいと思いますが、いかがですか。

【委員】 私は2点をつけました。

それで、私は初めてなものですから、当初ご説明を伺ったときに、この事故というものが、何か機構に起因する事故かと思って勘違いをしたのですけれども、その後、機構に起因するものではなくて、外部的な、車とか油とかということを伺ったのですが、それでもやはり96ページ以降の説明を聞きますと、非常に対症療法的で、やはり2点であろうというふうにも思います。

96ページ以降を見ますと、49施設のうち12施設で35件というふうにあるのですけれども、私は、この水質事故が何なのかというのがよくわからなくて、この97ページのところに油流出事故、処理のフローということで、油に関しては非常にたくさん書いてあるのですが、本年度の水質事故件数が256件ということだと、これは全部油なのか、あるいはコイヘルペスとか、いろいろございますね。要するに、この評価の中で何が水質事故なのかということが一向にわからないのです。

これは、多分大変大事な、本当にもしかしたら一番大事なことのひとつで、何が起こるかわからないというものに関して、やはり事故の内容、それから増えているといえますか、

若干波はありますけれども、決して少なからぬ数字が挙がっております。やはりどういう種類の事故があるのか。油に関してはフローがあるけれども、ほかに関してはフローも説明もないものですから、読んでみましても要領を得ないのが実感でございます。

非常に基本的な役目だと思いますので、もう少し説明が、少なくとも評価委員にわからなければ、国民の皆さんにもわからないと思いますので、その意味で、なかなか3点という評価にはできにくいという判断でございます。

【議長】 ありがとうございます。

水質事故の説明が非常に悪い。評価委員にわからないようなものが、国民にはわかるはずがない。それで、ここをどういたしましょう。委員の評点としては2点ということですね。

【委員】 私は、ですから2点であろうと思いますけれども、非常に基本的な問題ですので、評点として3点となさることに異存はございませんが、私としては、やはりわかりたいというふうに思います。

【議長】 ありがとうございます。ご主張はよくわかりました。

他に如何ですか。

【委員】 それでは、私は逆に4点というふうに評点をつけさせていただきましたが、右の欄の意見にも書かせていただきましたように、やはり施設の維持管理というものは、水資源機構にとって非常に重要な仕事であって、通常どおりやったということでの3点という自己評価だったとは思うのですが、それを通常どおりにやりこなすということ自体、大変な努力が裏ではあったのではなかろうかと読みまして、こういった35件にも及ぶ水質事故等に適切に対応したということも書かれておりましたので、内容的な話は、今の委員のお話のように、もうちょっとクリアなほうがよろしいとは思いますが、こういった油の流出事故、これは別に機構が起こしているわけではなくて、外的にそういったものが起こってくるわけですし、それに対してどう対応したかということ、そのところを評価しますと4点ではないかな、こういうふうに考えたわけです。

ただ、多くの皆さんが3点ですので、3.5点というふうに考えて、3点でもよろしいかなということは思っておりますが、やはり通常のことを、こういった特に機構にとって大事な役割のテーマについては、しっかりとした評価といえますか、ウエートが高いというふうに私は思っております、いろいろ25項目ある中でも、こういったところの評点についてはすごく大事な、このように思っております。

それで、ちょっと意見を申し上げてよろしいでしょうか。

【議長】 どうぞ。

【委員】 今までいろいろな項目があるのですが、今もちょっと申し上げましたように、機構というものを評価するときに、努力してある程度4点とか5点に持っていける、そういう項目と、幾らやっても3点のままで動かない項目、こういう項目が混在しているというふうには考えております。

ですから、中期目標を経た後でもよろしいとは思いますが、ある程度項目のウエートづけなり、あるいは項目の精査、これを今後やっていかないと、水資源機構として幾ら努力しても報われない項目と申しますか、それはあってもなくても同じじゃないか、このように思いますので、その辺のところをこれからご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

【議長】 ありがとうございます。大変重要なお意見をいただきました。

そのほかにいかがでしょうか。

【委員】 私も4点をつけさせていただきました。

前年度、前々年度の評価が4点ということで、今回機構のほうで3点を提示された、内部評価されたということで、ちょっと質問をさせていただいたところ、この18年は気象条件に恵まれたことを一つ理由に挙げられておりましたので、そうすると、気象条件がいい年は必ず評価が下がるようなことになりはせぬかなということで、気象条件がよいに越したことはないのですけれども、その中でもやはり努力をされて、それなりの成果を上げておられるということであれば、特段、気象条件に恵まれたからということで遠慮をして評価を下げることはないのじゃないか、そのように私は考えたわけです。

それから、私からお願いして浦山ダムの視察をさせていただいたのですけれども、そのときに、清水バイパスというものがちょうど完成したところだということで、私はこれに非常に強い印象を受けまして、そういうこともありまして、一段高い評価にさせていただいたわけですが、私も今回初めてで、皆さんは私よりもいろいろ見ていらっしゃる上で3点の評価をされたということですので、私も3点とされることに異存はありません。

【議長】 ありがとうございます。大変重要なお意見をいただきました。

そのほかによろしいでしょうか。

それでは、今、各委員からも、本質的には似ているような問題が指摘されていると思う

のですね。つまり、機構自体で外的な、あるいは境界条件といいますか、外的な条件で幾ら努力しても変えられないような問題に左右される項目を評価の項目の中に入れるのであるならば、評価項目の見直しとかウエートづけとか、そういったものが必要ではないかという非常に本質的な問題が含まれております。

その点は私も前から感じておりまして、機構に言ったりしているのですが、そういうことを踏まえた上で、この項目にはそういう問題があるという、去年あったのですね。私が、こんなものは天候によって助かったのではないかと。渇水のところへ、たまたま渇水でダムが空っぽになったところへ大雨が来まして、それであふれなかったという問題でうまく切り抜けたとかいう問題、そういうものを少し考えていかないといけないあれがありますね。しかし、そういうことをこれから考えていくとして、評点としては3点でもよかろう。

それから、委員のほうでは、そうとは言えこれはやはり、こういうウエートの非常に高いといいますか、機構にとっては非常に重要な問題に対して、きちんとわかるような説明がなされないとだめなので、これは結果評価ですから、2点は動かせないという当然のご意見でございます。

それで、そういうことを承った上で、この項目8については、この合同部会としては3点ということで合意が、多数意見といいますか、決して多数決をとっているわけではないのですが、3点とするということで決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは、非常に大事な意見は大事な意見として今後に生かすとして、そのようにさせていただきます。

それでは、その次です。項目13に参りたいと思います。

これは、「環境保全への配慮」ということでありまして、3点をつけられた方が9名、多数派といえども多数派ですけれども、しかし、4点をつけられた方が6名いらっしゃる。そういう意味では、6名の方々がプラスの同方向ですので、合意は一見易しそうに見えるのですが、9対6というのは、見方によっては意見が真っ二つに割れているというふうにも見える。そういうことで、これは「赤色」の2番目ぐらいに難しいかなと思って、ここへ持ってきております。

それで、またご意見をお伺いしたいと思います、どなたからでも結構です。いかがで

しょうか。

【委員】 4点に変更させていただいた委員の1人ですけれども、環境問題の取り組みというのは、なかなか単年度の評価になじみにくい評価だと思います。といいますのは、成果が出てくるのがかなり後になるということで、取り組んですぐに結果が得られるようなものではないわけですね。そういう意味では、地味な取り組みを積み重ねていくという姿勢が一番大事だろうと思います。したがって、そういう意味では、評価が各年度ごとでばらつきがあるというのは、逆におかしいことではないかというふうに感じております。

それで、機構は、昨年度あたりから環境問題に極めて熱心に取り組みをされておられて、去年はたまたま二つほど賞を受けたということで4点の評価をいたしました。ことしも、では取り組みの内容に違いがあったかということ、去年より努力が落ちたということでも決してありませんので、ことしも去年と同様に評価して4点でいいのではないかと私は思っております。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

【委員】 私もただいまの委員のご意見と同じですが、3Rの推進功労者等表彰で会長賞をもらっていることとか、こういうことが書かれておりました。また、建設副産物の有効利用、こういったことは非常に重要なことだと思いますし、特に環境保全に対していろいろな面から機構独自に頑張っておられるということが読み取れますので、4点ということでございます。よろしくお願いいたします。

【議長】 そのほかにはいかがでしょうか。

【委員】 いろいろな活動を拝見させていただきますと、非常に地域への広がりというものに力が感じられる内容だったと思います。

それで、例えば218ページには、愛知用水の二つ、修繕用と両方、やっている水路と使っていない水路にたまたまカワニナ(貝)がたくさんいて、近所の子供たちがとってホテルに活用したという記事がございますけれども、これは地元では本当に、私はよく知っているのですが、大変ありがたい話で、ホテルでカワニナをどうするかというのは大変なんです。そういう意味で、これは愛知用水の新たな可能性じゃないかと思って、私はぜひ、新しい可能性が出てきたという評価も一つ今年度にはあるのではないかと考えまして、4点にいたしました。

【議長】 ありがとうございます。

どんだんご意見を述べてください。いかがでしょうか。

【委員】 私も4点にしたのですが、ここにも書きましたけれども、先ほどの先生方もおっしゃったように、環境保全への取り組みというのはずっと継続的にしっかりとやらないといけない。そうすると、なぜ評価を下げる理由があるのかというのが必ずしも明確ではない。先ほどのお話じゃないですけども、たまたまその年に賞をとったかどうかというのは結果であって、取り組みの評価とはまたちょっと違うことだと思うのですね。

そういう意味で、要するに前年と同じ水準を保っているから3点というならば、その意味はわかりますけれども、その取り組みを客観的に評価するというのなら、4点でよろしいのではないかというのが私の評価のモノサシでした。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

なかなか難しいのですね。今、4点を付していただいた方からは積極的なご意見をいただいております。しかし、3点を付された方はいますか。それでなくてもいいのですけれども。さて、これは3.5点というわけにいかないのでは、いかがでしょうか。3点でいいのだという強いご主張はございますか。また、ほかにもまだ4点をつけられた方、4点のご主張があると思いますけれども。

【委員】 私も、環境政策を研究している立場から4点にさせていただきました。

やはりこれは、ここの環境への取り組みは、水機構の一番実績の上がっているところじゃないかなという印象を私は受けまして、もし仮に5点をとるようなことがあるとすれば、こここのところでは私にとっていただきたいと思うし、将来的にとれる可能性が出てくるのではないかなと考えています。

いずれにせよ、私の評価では4点じゃないか。確信を持って言いたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

今出ておりますことで、一字一句繰り返しておりますと時間がかかりますが、大事などころでは、環境に対する取り組みは相当高いレベルで行われているという評価をいただいておりますね。それで、たまたま去年は大きい賞が二つ受賞したわけですね。だから、それが加味されたのではないかといいですか、加味されたに違いない。ことしは、その賞が実は二つから一つに減っているわけですよ。たしか、一つはとれていますね。そういうことも大事だけれども、環境問題というのは、たまたまというのはおかしいかもしれません

が、賞をとれたということでこの評点があまり大きく振られるのでは問題があるのではないかというご意見ですが、多分これは、3点というのも、環境には相当な努力がされているけれども、やはり賞が一つ減った。ISOの取得は続いているわけですね。しかし、賞が一つ減ったということが少し皆さんの頭にあつたのではないかとは思いますが。

【委員】 私はことしから参加させていただいたので、昨年のごことは知りません。昨年の賞がどのようなものであつたかというのには知らずに、4点という評価をいたしました。

環境問題というのは非常に多面的ですので、こういう書いたもので読むと、何かばらまいたような感じが否めないこともあると思うのですが、そういうふうにしなないと、環境問題というのはなかなかうまくいかない。いろいろなものを組み合わせていかないとうまくいかないであろうし、それに対して非常な努力を注いでおられることはこの報告書で十分読み取れると私は思いますので、4点としました。

【議長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【委員】 質問なんですけれども、徳山ダムの森林を全部お買いになつたというのは、去年のことですか、それ以前のことですか。

【水資源機構】 現在、まだ取得中でございます。岐阜県で取得中でございます。

【委員】 私は、環境のことに関しては、機構でやられた中で非常に大きなものの一つではないかと大きく評価できることだと思えます。

ダムの周りに道をつけるかわりに、道をつけなくて、そのお金でもって流域全体の森林を公有地化するということは画期的なこと、これは5点に値するぐらいのものだと私は思うのですが、それにもかかわらず3にしたのは、環境保全に配慮したダム管理のあり方というのが、何をやっているかを聞いただけという、各事業所にアンケートを出して聞いただけという、ちょっとこれはお粗末じゃないかなと思って3点にしたのですが、ここで変えていいのなら、私は、今言いましたことから、皆様の意見も聞いた上で、4点に変えさせていただくことにやぶさかではございません。

【議長】 ありがとうございます。

後半のことにつきましてはきちんとやってもらうとして、環境問題については高く評価すると。いかがでしょうか。

【委員】 先ほどまでに申し上げたことと矛盾するかもしれませんが、この関連の項目も、年度の計画は割と淡々と書いてあるわけですね。アンケートをしますとか、実施しま

すとか。そういうことからいえば、それは着々とクリアされた。そこだけを見ると、今委員がおっしゃったようにクリアされたというふうに評価して、私も3点にしたのです。

それから、水資源機構も、去年は自己評価も4点、委員会の評価も4点だったのですが、ことしは自己評価を3点にされているので、何か理由もあるかもしれませんが、先ほどからの皆さんの意見を伺っていくと、ここはとても大事なことなので、淡々とされたことを評価するような方向で、自己評価にプラスアルファをすることによって問題はあるかもしれませんが、委員会でここは注目しているというメッセージを含めることもできると思うので、そういう書きぶりにして、私も3点にしましたが、ここで4点にさせていただくことに、コメントのほうでそう書き加えていただければ、異議はございません。

【議長】 ありがとうございます。

大体出尽くしてきたかと思いますが、今までの皆さんのご意見を、もう一度このところは書き加えたり書きかえたりしてもらおうということも含めて、環境に対する努力と、それから、そこには将来への継続した期待ももちろん入っているわけですが、そういうことで、どうでしょうか。本日初めてご褒美を上げるような形になりますが、この項目13の「環境保全への配慮」を評点は4点にさせていただくということによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、その次に項目18へ参りたいと思います。

あと二つになってきましたが、項目18は「説明責任の向上」ということであります。これは、事前評定では3点の方が一番多くて、12名です。それで、4点が1名おられて、2点が1名おられて、1点が1人いらっしゃる。

私がこれを後ろのほうに持ってきましたのは、異なる意見というのは比較的少ないのですが、プラスとマイナスの方向にかなり極端に分かれているということで、かなり違った意見が出てくる可能性がある、こういうふうに思いましたのと、特に1点という評価が入っておりますので、これについては相当に議論をしなければならない、こういうことがございます。

さて、またどなたからでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

【委員】 一番極端な1点をつけたのは私でございます。

私は、前の項目の環境の部分で先ほど委員がご指摘なされた、徳山ダムで非常に環境保

全に、とにかく水源地域全体を公有地化したことも含めて高く評価して、前の評価についてはそのとおりだと思うのですが、例えばそのこと自体、ここにおられる委員の方でも、大半の方がご存じないのではないかなと思うのですね。

事ほどさように水資源機構の取り組み、実際に買っているのは、岐阜県であったり、ほかのセクターではあるとしても、徳山ダムという、水資源機構にとっても現在進行中のものでは最大級のプロジェクトの一つです。その中での取り組み一つをとっても、この評価委員ですら知られていないということに代表されるように、やはり事業についての説明責任、あるいはPR、広報活動、そのあたりについては改良すべきところが多々あるかなと思ひまして、私はあえて1点という評価をいたしました。

【議長】 ありがとうございます。

それで、やはり1点で変わらないでしょうか。1点はかなり強い理由が要るのですが。

【委員】 もう一つは、先ほど委員もご指摘がありましたように、何か事が起きたときの説明は、その都度現場でやっているかなということではありますが、そのあたりがどうしても、これは水資源機構という組織の限界なのかもしれませんが、最終的に国民との間のつながりの部分について、私自身ずっと、こういう公共事業をいかに国民に伝えるかという媒介のような仕事をしてきた立場から見ますと、端から見ても非常に隔靴搔痒の感が否めません。それについて、何らかの改善なり、前向きに取り組むという何かのコメントがあれば、2点にしてもいいかとは思いますが、3点にまでするのはちょっと褒め過ぎかなというのが私自身の感想でございます。

【議長】 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

【委員】 私は2点をつけさせていただきました。

この項目とのリンケージで、ここでこういうコメントをしてもいいかというのをためらいながら右側書いてあるのですが、水門設備工事の談合にかかわるところで公取委からご指摘を受けたのが3月ですね。それで、それに対する対応をまとめられたのが6月です。昨年度の事業評価の中でどう評価するかというのはちょっと気になっているのですが、その中で水資源機構が自ら、そのところの透明性の強化は課題だというようにおっしゃっているのです。これは、昨年度の評価にどのように入れるかというのは少し考えないといけないかもしれませんが。

それで、今評価しているところは、もう少し全般的な、発信の内容はそういうことじゃ

ないかもしれませんが、実はさまざまな契約の形態については今、非常に注目されているところで、この形式や内容によっては非常に大きな問題になるかもしれないということもあって、その辺をコメントするような項目をどこかに言及したいということもあって、私は、ここで透明性の強化については機構全体として課題があるということで、問題を喚起する意味で、3点ではなくて2点をつけさせていただいた。

ですが、先ほど言いましたように、この項目の本来の内容とはち少しずれているので、そういう点から、この項目を皆さんが3点にされるということであれば、どこかでそういうメッセージを含めていただければ、私は3点にすることに異存はございません。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

【委員】 全体の区分の仕方の問題ですが、ちょっとこの項目以外の話を一つさせていただきます。

実は私は、これから議論するのでしょうかけれども、項目5のほうでは3点をつけているのです。ここは、項目5の全体についてはかなりプラス評価をすべきものもあるけれども、徳山ダムの索道の問題についての、ここもほとんど、説明責任とかそちらのほうで十分でなかったということも含めて、私は項目18を1点にしております、後で項目5の評価の前提が変わってくれば、むしろそちらとの見合いで1点にしているので、このような組織の根幹にかかわるような問題についての説明責任はきちんとなされているというようにこれから変わるということであれば、1点とか、場合によっては2点という評価には、この両方をあわせて考えるとすれば、こだわらない。全体の区分の仕方に関係したところだけを切り出せば1点になったというところだけ申し添えさせていただきます。

【議長】 これは項目5と関係があるよということですが、項目5の徳山ダムというのを特別の問題として、そして、この説明責任の向上ということと言うならば、改善が必要だというようなメッセージとか、先ほどの委員の意見では、将来への期待といいますか、そういったことのメッセージがどこかへ加えられれば、このところでは若干評価は上げてもいいというふうに私はとったのですが、そういうことで、そのかわりに、最後に残しておりますが、項目5のところではどうしても徳山ダムの不祥事の問題が入ってきますので、そういうふうにとらせていただきました。

【委員】 はい。私は1人だけ4点にしているのですが、ここに書かれている内容が、

水管理の話とか財務とか、あるいは先ほど委員がおっしゃったように、もう少し国民に対しての広報とか、すごくいろいろな項目が混在してしまっていて、正直判断に苦しんだのですが、ほかのところはない、財務内容の公開という項目がここに入っておりまして、私は財務のことはあまり知らないのですけれども、ご説明に来ていただいたご担当の方が大変わかりやすく説明していただきまして、しかも、極めて優良な財務内容ということで、私はその点を非常に評価して4点にさせていただきました。

そういう意味では、先ほど水質事故に関してはあまり説明責任を果たしていないということも申しあげましたので、どういう視点から評価していけばいいのかというのは、この項目18の項目に関しては迷うものがございました。恐らくそういう、それぞれの委員の皆様様の視点の違いというものが評価のばらつきになっているのではないかとということも申し添えておきたいと思えます。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

ご意見は一々ごもっともに思いますね。視点と今おっしゃいましたが、切り口とか、私なんかもそうですが、自分の興味がぱっと行くところの問題等をつい中心的に考えるところもあります。

しかし、今ご意見を伺っておりますと、繰り返しになりますが、一口で言うと、将来への期待といいますか、メッセージをきちんと、今はだめで将来こうしてほしいということじゃなくて、現在行われていることをきちんと表現すべしということ、そういうこと等を含めれば少し上げていってもいいのじゃないかというご意見と、ただ、ここは非常にうまく説明がされているので、下げる必要はないということかもしれませんが、総じて合同会議としては3点ということでやらせていただいて、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、項目18「説明責任の向上」は、今の意見を一々書いておいてくださいね。これは、私もいつも必ずチェックしておりますが、皆様方の発言は全部細かく議事録に残しておりますので、今後に生かしてまいります。

さて、最後に残しました項目5であります。これは、「新築・改築事業」のうち「ダム等事業」というものでありますが、ここにありますように、非常にたくさんのご意見を寄

せていただいております。大別しますと、これは不適切事案で、その改善というものができていない、そういう見地のものと、一方では、機構の発明した特定事業先行調整費制度の適用、これに対する高い評価、そういうことで意見が分かれております。

1点をつけられた委員が10名、2点が4名、3点が1名ということですが、何といたしても、これは1点という点数が非常に多くて、1人でもかなり問題になる場所ですので、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

【委員】 これは前々回、平成16年にも議論になったところですが、何かあったときに評価をどうするかというのが見えないところがあるので、一概には言えないのですが、私は、水資源機構の基本的業務執行で最も大切なのは、治水問題であり、あるいは渇水対策であり、そして、いかにダム管理をするか。そのダム管理をつくるまでの過程で、いかにコストを安くしながらきちんとしたものをつくっていくかということで、近年特に異常気象や何かでダム管理等は綱渡りのでも、ほかのところでも出ておりますが、比較的高い評価になっているわけです。

ところが、たまたま平成16年度の評価のときもそうだったのですが、徳山ダム等で不適正な事例があったら、その他の部分を丸めて全部1点というか、不適切だということになるのが、評価のあり方としてこれでいいのかどうかというので、私は、そこまではないだろうということで、とりあえず2点にはしたのです。

もう一つは、機構自身の自己評価のときもそうですが、平成16年度のときは徳山ダムで問題あったから1点、昨年度は問題がなくて一生懸命頑張ったから4点、ことしは問題があったから1点という、何か一喜一憂し過ぎるというか、自虐的になっているというか、機構そのものの本来業務は何だろう、その辺を議論する必要があるような感じがいたします。

ただ、いずれにしろ、あつてはいけないことがあったのですから、3点というわけにはいかない。ただ、すべてを否定する1点というのはどうかなと思ひまして、とりあえず2点にしました。今後こういう問題が起きたとき、何番が問題になるのかというのも一つ考える必要があるのではなからうかと考えます。

【議長】 ありがとうございます。

確かに前回も、その点は随分議論がなされました。非常に重要な点だと思います。

【委員】 全く委員のご意見に同感で、私は、そこに書きましたように、ごく限られた場所で起きた不適切事案というものがこの項目全体を代表しているとはとても思えない。

そういうことで、委員と同じ2点にしました。1点ではないだろうということでございます。

【議長】 ありがとうございます。

特定の限られた事案、これをもって機構全体の組織といいますか、それががたがたになるほど揺れているのか。そういう、委員はそこまで強くはおっしゃらなかったけれども、今私が申し上げたような議論が去年もなされたように記憶しております。

いかがでしょう。

【委員】 私も基本的に両委員と同じです。

ただ、不適切事案が二度続けてあったということを考えれば、あえて3点までにすることはないかなと思います。さはさりながら、1点という最低の評価を、この一事をもってそういう評価を下すことについてはやはりちょっと抵抗を感じますので、2点ぐらいが妥当ではないかなと思います。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私もお三方の意見と全く同じでして、ここで評価すべき項目は、「業務執行に係る基本姿勢」と「計画的で的確な事業の実施」ということなんですね。確かに不祥事があったので、その部分については反省すべき点も非常に多いですから、減点せざるを得ないとは思いますが、総合的に見れば、1点というのは少し厳し過ぎるというか、一つのことにこだわり過ぎているのじゃなかろうかなという気がいたします。

そういう意味で、事業の実施ということではきちんとできておりますので、本来は3点をつけたいところですが、不適切事案があったということで2点にしたというのが私の評価です。

【委員】 私は1点という評価をいたしました。

確かに不適切事案、この件ということですが、一つの問題が顕在化する背景には、顕在化しないたくさん事例があるわけですね。私は、やはりそこを構造的にもう少しきちんと分析して、52ページ、53ページに書いてあるのですが、ここを読んでももう一步、確かに的確に、速やかに現地に飛ばれてということはわかるのですが、先ほど申し上げたように、そういう対症療法的なこと、それはあくまで当然であって、一つ事例の背景にあるもっと大きな構造を、きちんと理路整然とここでレビューしていただきたいかなと思います。

例えば53ページの下に、平成18年度には、職員1人1人と議論することで課題や悩みを

共有し、意識改革の徹底を図ったとあるのですが、私は、課題や悩みはどんな職場にもあるわけで、黒い枠で囲んであえて言うほどの重みがあるものだと思わないのですよ。やはりもっと、なぜ支出をしないことになっているものが現場の担当者の一存でできたかということに関して、ここにいろいろ書いてあるのですが、もう少し構造的に、悩み、意識改革という情に訴えるのではなくて、もっときちんと根本的に、情に訴えずとも、あるいは倫理とかそういう意識改革とは言わずとも、もう少し淡々ときちんとクリアできるような、そういうものが欲しいというのが私の正直な印象です。

あまり悩みとかそういうことを言い出すと本当に切りがないので、こういうものは書かないでほしいというのが正直なところです。

【委員】 私は1点をつけました。

つけた理由は、再び同じようなことが起きたというところでございます。それで、昨年の記憶がはっきりしない部分はあるのですが、昨年はこの項目で4点をつけることになったときに、去年の事案があるので4点にまでしていいのかどうかという議論があったように思うのですね。私の個人的な意見としては、それをリカバーしたのだから4点でよろしいのではないかというふうに申し上げた記憶がございます。

ただ、それがまた再び起きてしまったというのは、やはり2年前の教訓が全く生かされていなかった。効率化を進めなさい、業務改善を進めなさい、お給料は下がる、定員削減は起こる、そういう厳しい中でこういうことが起きたというのは、何か仕組みとして大きな問題が、実はずっとそのまま手つかずの状態になっているのではないか。理事長が直接職員の方とお話しただけでは改善できないような根本的な問題を放置しているのではないかというふうに危惧いたしまして、今回は1点とさせていただきます。

委員】 私も1点にしたわけですがけれども、委員もおっしゃったように、2年前に同じ徳山ダムで非常に重要な問題が起きた。その後の説明その他をいろいろお伺いしても、抜本的にどうやってそういう構造的な問題を解決していくのかという点での説明というか取り組みに対して、何となく物足りなさを感じていたわけですがけれども、結果としてまた同じような事態が起きてきた。

これはだから、ごく限られた場所で起きた問題ということではなくて、もっと構造的な問題で、それに対する対策、どうしていくのかという基本的な取り組みについて、先ほど委員も指摘されましたけれども、ここに書かれたような悩みを云々ということではなく、もっと組織としての構造的な問題を掘り下げて取り組まない限り、また同じような問題が

起こり得るのではないかという気がしています。

そういう意味で、その辺の取り組みを期待することを込めて、ここは1点にすべきではないかというのが私の考えです。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 私も1点にさせていただきました。

この項目は幾つかありますので、④で「特定事業先行調整費制度の適用」というのは、これは評価すべきものだということはあるのですが、これについては高く評価したという過去形のものも既にございまして、引き続きそれを適用なさっているということですので、先ほど委員がおっしゃったように、一つのこういう、既に起こってしまうということの中に非常に構造的に問題があったということで、それが出てしまったことについて、やはり1ではないかというふうに思います。2点以上は、できたということですね。だから、この場合は仕方がないのかなということです。

あと、ほかの方のご意見と違うのは、理事長が行かれて現場の意見を聞かれた。これは、最初の一步として非常に高く評価したいと思います。というのは、特に日本の場合はそうでしょうけれども、組織を守り過ぎて個人が問題を起こしちゃうという問題パターンが多いのですね。そういう場合に、淡々と構造的に処理したら何の問題も実は起こらないのに、組織を守ろうとして起こしちゃったという性質の問題ですので、むしろ私は、参考2の資料に監事監査結果がございますね。その中で内部監査が行われているはずですが、内部監査というのは、特定の事案を選定いたしまして、今年度はこれについて監査しましょうという取り組みをするのですけれども、全般的に言えることですが、そういう内部的な取り組みは、当たりさわりのないことであったり、瑣末なことであったり、後追いのことであったりする場合がありますね。

ですから、むしろ、こういう構造的な問題にかかわって現場が抱えている問題をきちんと表に出してあげるということを組織横断的にやるのは、内部監査の部署の優先的なミッションであろうと思います。今後、監査体制も含めて、そういう現場の抱えている問題をどれだけきちんと戦略化というか、全体として取り組むかというのが非常に大きな問題だろうと思います。

私たち評価委員は水資源機構に注目しているわけですがけれども、機構が持っている、現場が持っている問題というのは、必ずしもそこだけで解決できるような問題じゃないので、それをきちんと拾い上げて、しかるべきところにフィードバックさせるというのは、かな

り精神的なプレッシャーがかかる行動であると思います。だけれども、それをするしかないのではないかと。そこを勇気を持ってきちんとしていきなさいというのが、たぶん理事長が現場に行っておっしゃったことなのじゃないかと私自身は考えております。

ただ、それをきちんと構造的に組織で取り組む体制になったかどうかというのは、今後引き続きチェックさせていただきたいというように思っております。

【議長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

なかなか難しいのですが、前半にいただいた議論は、乱暴にまとめてしまいますけれども、一つの悪い事案が出た。しかし、それをもって新築・改築事業というダム事業全般の総合を評価するというのはいかがか。しかしながら、それでもなお、全力を挙げてやるべきことをやったという3点というわけにはいかぬ。そういうところが、大体前半にいただいたご意見でした。

しかし、これは去年も同じように出たのですが、今出ましたのは、そうとはいえ、やはりこれは機構が抱えている構造的な、組織が抱えている構造的な欠陥があるのではないかと。あれほど言って、これで必ず直しますということで努力をしたはずであるのに、そのときにも実は隠れていた問題が表へ出てこなくて、今年度のところでぼろりと出てきたということ。これはかなり本質的な問題じゃないか。それで、やはりここはもう一段厳しく、もう本当にそういうことがないのか、構造的に改造されていったと見られるのかということを見定める必要がある。そのようなことが後半。少し乱暴にまとめると、そういうご意見だったかと思えます。

そこで、大体ご意見は出尽くしたようですので、もし絶対だめだということであれば、申し出てください。私も、このところでは、先ほどの特定事業先行調整費制度とか、そういったもの等の活用で非常に高く評価できる場所はあるのですが、先ほど申し後半のところをもう一段見定める必要があるのではないかとというのが、議長としての私の意見でございます。そうすると、今回は極めて厳しい評価ですが、1点ということで、高い評価を相殺してしまっている、1点でいくということにさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【議長】 よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、この項目5につきましては、不適切事案はあったけれども、総合的にはやっているということで、もう

少しで上がりそうでしたけれども、そうはまいりませんので、今後きちんとやっていただくということも期待として込めて、今回の評点は1点ということにさせていただきます。

それから、一つ申しておきますが、先ほど来いろいろな、この不適切事案もそうございますけれども、いろいろな評価の項目が、ここに入っていていいのだろうか、あるいは、ウエートづけがちょっとおかしいのじゃないかとか、そういうご指摘があります。これについては、私も国交省の意見を聞きながら検討をさせていただいて、また皆様にお諮りすべきは諮ってまいりたい、このように存じます。

以上ですべての項目が終わりましたので、ここで事務局にお伺いいたします。

各項目の評定の結果、業務運営評価に関する実施状況全体に係る判断、これを下さなければなりません。これは少し計算が要りますね。これについて事務局から申し述べてください。

【事務局】 事務局からご報告申し上げます。

まず、お手元に参考資料3という資料がございます。これは、「業務実績評価に関する評価基準について（平成18年6月14日改定）」というものでございます。この資料の右側の四角の括弧に「実施状況全体に係る判断」というところがございます。そこにつきましてご報告申し上げます。

今回ご審議いただきました各項目の合計点数は、80点でございます。これを、25項目で3点という平均であります75点と比較いたしますと、107%という結果が出ております。この合同会議で決定いたしました判断基準によりますと、「100%以上120%未満」に該当いたします。したがって、実施状況全体に係る判断は、「順調」となります。

以上でございます。

【議長】 今、事務局から報告がありましたとおり、個別項目の評定結果から、業務運営評価における実施状況全体についての判断は「順調」ということになりました。

皆様、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ありがとうございます。異議なしと認めまして、当合同会議の審議の結果、水資源機構の平成18事業年度業務実績評価の総合的な評価は「順調」といたします。

なお、冒頭に事務局から説明がありましたとおり、資料4の「平成18年度業務実績評価調書（案）」というものをまとめなければなりません。それは、本日の合同会議における

皆様のご意見、ご審議の結果を取りまとめてまいりたいと思いますが、この取りまとめに関しましては、議長にご一任いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。異議なしと仰っていただきましたので、以上をもちまして、本日の議題1、水資源機構の平成18事業年度業務実績評価については議事を終了いたします。ありがとうございました。

もう一つあります。2番目の議題がございます。中期の見直し当初案についてであります。

第2の議題は、「中期の見直し当初案」についてということであります。これについては、やはりちょっとご説明しておくほうがよろしいですね。

水資源機構が発足したのは平成15年10月です。それで、20年3月で、4年半でもって第1期の中期計画が終わることになっております。中期計画の見直しというのは、3年から5年の間にすることになっておりまして、今のところ、第2期に入るとすれば、それは平成20年4月から入っていくということになります。

それで、今年度の実績評価等は、来年3月の終了時点でやっていくことになるわけですね。そして、そこで見直し案をつくっていくということになるのですが、3月まで待っておりますと、20年4月の発足に間に合いません。したがって、この見直しだけは前倒しして、基本的なところをどんどん詰めていって、主務大臣、これは国交省と農水省と厚労省と経産省の大臣が判断をなさることですけれども、組織とか業務等の見直しについての意見を判断されて、20年4月から次の計画に入っていく。こういうことになりまますので、まだ時間が大分あるじゃないかと思われるかもしれませんが、今期中期の見直しの当初案ということについて、非常に基本的なことになるかと思いますが、ご審議をいただいております。

それでは、二つ目の議題、「中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに係る当初案」、これについて議事を進めます。

今後のスケジュールについて、事務局から説明願います。簡潔にしてください。

【事務局】 事務局から簡潔に申し上げます。資料5の表に従いましてスケジュールを申し上げます。

一番左に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会、略して政独委とっております

が、その評価委員会がございます。これは国土交通省を例にとりましての表を作成しております。一番左の総務省の欄でございますが、7月11日に独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針が公表されております。

それを受けまして、見直し当初案の素案を作成しております。後ほどご紹介申し上げますが、これは、関係各省庁の主務省と相談して、一体的に作成しているものでございます。

そこから右へ行きまして、本日の合同会議でございます。

その後、各省の総会があります。国土交通省でございましたら、8月22日に総会がありまして、それに諮り、最終的に8月末に見直し当初案を決定いたします。

総務省に提出しました後、ヒアリング等を踏まえまして、例年ですと11月ごろでございますが、勧告の方向性を取りまとめ、各大臣あてに通知するというところで、それを受けまして、国土交通省であれば、評価委員会の意見を受けまして、小さい四角の中に見直し案②と書いてありますが、それを提出いたします。

最終的に、行政改革推進本部とか政独委を踏まえまして、概算決定と同時期でございますが、12月に見直し内容が行政改革推進本部で承認されます。

その承認を受けまして、平成20年の1月から2月にかけて次期中期目標・中期計画の作成を行います。

その案を評価委員会、合同会議——次回の合同会議をこの時期に開催させていただきたく予定させていただいておりますが、2月から3月にかけて、合同会議を経まして中期目標・中期計画の決定を予定しております。

なお、今中期の4年半の期間におきます業務実績につきましては、来年の今ごろのタイミングの年度実績とともに、中期の実績も評価するという内容で予定してございます。

スケジュールは以上でございます。

続きまして、資料6でございますが、これは政独委が公表している資料でございます。「独立行政法人の見直し等に関する当面の取組方針」ということで、わかりやすくパワーポイントでつくった資料がございますが、時間の関係で、これは省略させていただきたいと思っております。

概要は以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。

それでは、この中心になります「独立行政法人水資源機構の見直し素案の概要（案）」について、要点を国土交通省からご説明願います。

【水資源部長】 それでは、見直し素案の概要についてご説明しますが、資料7でございますが、資料7のすぐ後ろに、同じ内容でございますが、左上に資料7別紙と書いてあります、少し横長にして見やすくしたものをつけてございますので、その資料でご説明したいと思います。

見直し素案の概要でございますけれども、まず1番目にこれまでの取り組みでございます。

そのうちの1番で業務の重点化・効率化についてでございますが、これは、先般から出ておりますような特定先行調整費制度で徳山ダム建設事業の実施を図った。あるいは、戸倉ダム建設事業を円滑に中止した。あるいは、水路の改築におきまして、無断水といえますか、二連化による通水しながらの補修システムを確立した。あるいは、気象変動が激しくなる中で大洪水が予想されるような場合に、利水者の協力を得て、利水容量の一部を事前放流する形で大規模洪水に対応した。こういったことを行っております。

それから、同じく2点目の業務運営の効率化に関しましては、組織形態につきましては、利水者サービスの担当課の設置、あるいは、総合技術推進室の設置と、それと現場が一体となった機動的な運用を実施しております。

それから、(2)の事務的経費に関しましては、給与水準の適正化、あるいは定員につきましても、中期目標の達成へ向けて18年度現在で262名と順調な進捗状況でございます。

それから、3のコスト縮減につきましては、18年度現在で既に中期目標を上回っている状況でございます。

それから、工事の入札等につきましては、一般競争入札等の大幅な拡大を行っているところでございます。

2の話が今後の見直しに向けた考え方でございますが、そのうちの1番ですが、業務の重点化・効率化でございます。

1番目は、これは引き続きになりますが、事業費・工期等の適切な管理、あるいはコストの抑制、財政負担の平準化、こういったことに特定事業先行調整費制度も用いて積極的に取り組んでいきたいということでございます。

それから2点目が、適切な管理業務等の実施ということで、これから建設よりは管理の時代に入ってくる中で、いかに施設をきちんと低いコストで延命していくか。いわゆるトータルライフサイクルコストの観点から、場合によっては早期にきちんとした修繕等をしたほうがいいとか、あるいは、ダムの補修のための堆砂対策などをやってダムの長期化

を図る、こういったことを積極的に推進していく。

それから、今までかなり時系列的にダムなり水資源開発ができていますので、今の時点で振り返ってみると、トータルでは必ずしも効率的ではないところがございますので、ここに書いていますように、既存施設の効用を一層発揮するために、治水・利水容量の振りかえ等によりますダム群の機能再編というものを積極的に行っていきたいと考えております。

それから、いわゆる危機管理対策について、なお一層積極的に取り組んでいきたいということがございます。

それから、貯水池の水質対策とあわせまして、ダム等につきましては、いわゆる小水力発電に限らず、風力、太陽光発電等をする場所もいっぱいございますので、こういったエネルギーの活用を図って、温暖化対策にも寄与していきたいということがございます。

それから、先ほどの施設の合理的な配置と同じような話になりますが、同一水系内にいろいろな水資源開発やその管理者がございます。こういったものにつきましても、一緒にやったほうが合理的であるとか、あるいは協力してやったほうが合理的であるとか、こういった観点から、水資源機構が管理する施設との一体的な管理のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

そのほか3番目には、新しい技術5カ年計画を作成して、国際的な水問題の解決にも積極的に協力していきたいということもございますし、4番目は、これも既に行っていますが、国・県等からの要請に基づき、ダム技術等が国や県においてもだんだん継承が難しくなっているという中で、機構がその役割も積極的に果たしていくということもございます。

それから5番目に、引き続きでございますが、利水者からの負担金の繰り上げ償還等の受け入れや、あるいは、自己資金の活用によって国民や利水者の負担軽減を図るといったことについても取り組んでまいりたいということです。

それから、その次のページへ参りまして、業務運営の効率化でございますが、これも引き続きのプログラムが多いわけでございますけれども、総人件費の削減、あるいはコスト構造改革に取り組む。先ほども申し述べましたような、特にライフサイクルコストの観点も入れてきちんと取り組んでいきたいということがございます。

それから、アウトソーシングの対応でありますとか、あるいは、管理において機械化、監視システムの導入が図れるものはそういうものをきちんと利用していくといったことが

8番まで書いてございます。

それから、大きな3の組織のあり方の見直しに対する考え方でございますが、これは、本社のスリム化や近隣事務所の統合を行うことによりまして、これも従来からあるものですが、なお一層進めるということで、効率的、機動的な業務の実施になお一層取り組んでいきたい、こういうことでございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

時間が押してまことに恐縮でございますが、ただいまの素案につきまして、何かご質問とかご意見はございませんか。

【委員】 時間が押して大変恐縮ですが、今回もかなり高い評価を得た環境保全への取り組みとか、それから、パンフレットも改めて見たのですけれども、きちんと環境保全は非常に大きなポイントで入っているのですが、この素案の中で全く入っていないのはどうということなのか、わからないのですが。

【議長】 今のご質問ですので、いかがでしょうか。説明された水資源部長ですか。国交省からお願いします。

【水資源政策課長】 恐縮でございます。実は、非常に概要で、省いてまとめておりまして、今後の中でもそのごく一部を、例えば貯水池水質保全対策とか、新エネルギーを活用した管理用発電ということで、ごく一部をピックアップして書いております。そういう意味では、見直し素案の概要ということでございますので、そういう意味で分量は少ないという状況でございます。恐縮でございます。

【委員】 エッセンスであるからこそ、明記していないというのはおかしいと思います。分量の問題でなく、それはやはり目線といいますか、どういう目線でやっているかといういわばエッセンスですから、伺いますと、5,000万人ぐらいの国民に水を供給しているわけで、その3ページか4ページのエッセンスの中に、やろうとやっていること、そのエッセンスが全く書かれていないというのは、私は本当に不思議です。

【議長】 今のご意見に対して、政策課長ですか。

【水資源政策課長】 恐縮でございます。実はこれはまだ見直し素案の概要でございますので、次期中期を作成するに当たっては、今のご指摘を踏まえて反映させてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

【議長】 今の意見も踏まえてということでございますが、ほかに。

【委員】 4ページ目の一番下ですが、先ほど1の評価になったことに関連するのですが、けれども、職員の意識改革や一層の法令遵守という職員側だけの問題にするのではなくて、やはり職員を法的にも支援するというものが需要ではないかと私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

【議長】 これもご質問ですが、いかがですか。

【水資源政策課長】 済みません、もう1回お願いできますか。

【委員】 職員の意識改革や一層の法令遵守、これは職員がやることですよ。そうではなくて、職員がそういう状況に至ったときに、職員を法的に支えるということです。

つまり、不当要求があったときに、職員がだれにどう相談したらいいのか。それはもちろん、水機構の中にはそういう専門の方もいらっしゃるのでしょうけれども、外部的な組織でも、例えば弁護士であるとかそういう方に頼むとか、何かそういうシステムがないと、職員自身が困るのではないかという懸念です。

【議長】 それでは、水資源機構。

【水資源機構】 この資料では詳しく書いておりませんが、実際的にはそのような措置を講じております。徳山ダムなどでは、入り口のガードマンも2人置いておりますし、それから、用地の部屋にはすぐに入れないような措置もとりました。それから、担当の弁護士さんとは絶えず緊密に連絡をとっております。

それから、現場から本社に、もしくは課員、課長から所長、副所長に悩みが上がるというルートだけではなくて、本社が、どうだ、困ったことはないかというのを、出前ヒアリングと称しておりますが、そういうものを定期的にやるようなシステムを整えております。

ここには書いておりませんが、そういうことで対応をとっております。

【議長】 それでは、ほかにいかがでしょうか。

【委員】 提案ですが、今後のことで、今は時間もないので、今後は期限を設け、いつまでにご意見があればということではいかがでしょうか。

【議長】 これは、何名かの委員のご意見が出ましたので、あるいは、今国交省からのご発言もありましたので、いつ幾日までということではできるのですか。

それは、いずれにしても、そういうご意見の取りまとめは議長に一任をいただきたい。なぜかといいますと、その意見をここで決めてしまうわけにいかないのです。こういう意見がありましたということを上部の委員会へ意見を上げなければなりません。それで、上部の委員会というのは、国交省ですと国土交通省評価委員会ですね。国交省の各分科会が

全部入っている。それで、農水省も経産省も厚労省も、こういう意見がこの分科会から出ましたということを取りまとめて出しまして、各分科会からもまた出てくる。それを上部の委員会で取りまとめて、あとは所管の主務大臣のところへ提出していく、こういう段取りになります。

ついては、もう一度もとへ戻しますが、今出ている意見のほかにご意見をいただく、書いたものとかでいただくとすれば、何日まで余裕があるか。これは国交省への私の質問です。

【事務局】 事務局より申し上げます。

各省の委員会も今後8月中にあると聞いております。意見につきましても、なるべく早くお送りいただければ幸いです。きょうは7日でございますので、来週の14日までにご意見をいただければ幸いです。

【議長】 そういうことですので、それでは、14日までに書いたもので国交省の事務局にご提出をいただきまして、それから後、何人かから出ました場合には、適当なまとめ方、箇条書きにするかどうかわかりませんが、そういうものをまとめて、この原案に対してこういう意見がこの分科会からつきましたということをそろえて上部の委員会に上げていく、こういう措置にさせていただきます間違いありませんね。

【水資源政策課長】 ありがとうございます。

今議長からお話がありましたように、今後、それぞれの各主務省庁、水機構の場合ですと4省ございますので、それぞれの評価委員会にまた上げていくという格好になります。ですから、例えばコメントとしてこういう意見がありましたということでご報告することになると思います。

【議長】 それは私が最初に申し上げたとおりなんです。ですから、それぞれ農水省、経産省、厚労省、それから国交省、そういうところにこの原案に添えて、いただくご意見を私の責任で取りまとめて、提出させていただく、上へ上げさせていただく。それぞれの省から、この合同分科会に本日は出ていただいておりますので、各省へはそういうものが出てくるということをご報告いただければよろしいですね、きょうは。そういうことになりますね。ありがとうございます。

それでは、措置としてはそういう措置にさせていただきます。

これで予定の議事が終了したわけですが、蛇足ですけども、もう一言申し上げておきますが、その意見に対して判断を下すのは、まずは上部の委員会であるということをもう

一度申し上げておきたいと思います。ここで判断することはできません。ほかの分科会からも意見が出てまいりますので、そういうことであります。

それでは、ここで事務局から何かあるのでしょうか。

【事務局】 事務局から一つご提案を申し上げます。お時間のないところを恐縮でございます。

会議の運営について、運営方針という資料が参考としてございますが、その配付資料の中に、会議の傍聴とか非公開に関する条項がございます。本日の会議につきましては、業務実績の評価に関することが中心でございましたので、非公開とさせていただきますが、今後、公開・非公開の判断が必要になることも考えられます。そこで、各省の担当者と意見交換をした際に気づいた点がございますので、一つ申し上げます。

国土交通省の委員会及び分科会につきましては、原則公開で、うち非公開の部分があるということになっておりますが、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の委員会は、原則非公開という規則があることがわかりました。したがって、この合同会議につきましても、ここで公開になって、各省の上の委員会に上げる前に公になってしまった場合、不都合が生じる可能性がありますので、その矛盾点を改善することで一つ提案させていただきたいことがございます。

運営方針の中で、第7条までございますが、例えば第8条を設けまして、「この規程に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は議長が定める。」ということを入れることなどによりまして、より機動的に議長のご判断で会議の運営の判断をされることが可能となるかと思っております。この方法につきましては、また議長と相談させていただきたいと思っておりますが、この趣旨も含めまして、会議の運営について機動的にできるように、運営方針の追加もしくは変更を望むというご提案をさせていただきたいと思っております。

【議長】 そういうことですので、文言とか内容につきましては、各省の上部の意見も伺ってから、この分科会の書き方をやらせていただきますので、大体のところはこういうことですが、最終的なことは議長の私にどうぞご一任ください。

要するに、我々のところよりも上部の委員会で、この項目については非公開だと書いてあるところがあるのですね。ところが、この委員会は全部公開でやるとすると、それから上がっていくところの非公開の項目と矛盾しまして、先に公開されてしまうというタイムラグ的な問題が出てきているので、その不整合を直していきたいということでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

そういうことで、委員の皆様方には、長時間のご審議を大変ありがとうございました。これで進行を司会に返しますが、きょうは予定の時間が30分延びてしまって、まことに申しわけありませんでした。ただ、これほどのたくさんのご意見を出していただいて、熱心に議論していただいて、私は心から感謝しております。大変ありがとうございました。

それでは、司会をよろしく願います。

【司会】 ありがとうございました。

以上をもちまして第12回独立行政法人評価委員会水資源機構分科会等合同会議を閉会いたします。

本日の議事録につきましては、ご出席の委員の皆様方にお諮りし、なるべく早く公表することといたしておりますので、よろしく願います。

また、国土交通省評価委員会の委員の皆様につきましては、財務諸表等の審議のため、国土交通省評価委員会を引き続きこの場所で開催いたしますので、このままお残りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

— 了 —